



平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号：4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 鈴木 文彦
電話番号 03-5730-2641

株式分割及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月21日開催の当社取締役会において、以下のとおり、株式分割及び定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 株式分割

(1) 株式分割の目的

株式分割を実施することにより、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めると共に、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成25年6月30日（日曜日）（ただし、前日及び当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成25年6月28日（金曜日））を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を1株につき2株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数（注）

(i)	株式分割前の発行済株式総数	149,033 株
(ii)	株式分割により増加する株式数	149,033 株
(iii)	株式分割後の発行済株式総数	298,066 株
(iv)	株式分割後の発行可能株式総数	740,928 株

(注) 上記(i)乃至(iii)は平成25年3月31日時点の当社の発行済株式総数を基準として算定しております。

そのため、新株予約権の行使により基準日までの間に増加する可能性があります。

③ 日程

基準日公告日	平成25年6月14日（金曜日）	
基準日	平成25年6月30日（日曜日）	※実質的には平成25年6月28日（金曜日）
効力発生日	平成25年7月1日（月曜日）	
新規記録日	平成25年7月1日（月曜日）	

④ 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

⑤ 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当りの行使価額を平成25年7月1日（月曜日）以降、以下のとおり調整いたします。

回号数	調整前行使価額	調整後行使価額
第7回新株予約権	671,779円	335,890円
第8回新株予約権	807,975円	403,988円
第9回新株予約権	762,396円	381,198円
第10回新株予約権	583,000円	291,500円
第11回新株予約権	636,195円	318,098円
第12回新株予約権	651,000円	325,500円
第13回新株予約権	428,551円	214,276円
第14回新株予約権	158,810円	79,405円
第15回新株予約権	177,145円	88,573円
第16回新株予約権	154,473円	77,237円
第17回新株予約権	117,794円	58,897円
第24回新株予約権 (当初行使価額及び下限行使価額)	253,600円	126,800円

(注) 第7乃至第17回新株予約権は当社役職員向けのストックオプションであり、上記の行使価額の調整とともに、新株予約権の目的たる株式の数は2倍となります。

他方、第24回新株予約権は平成25年5月1日開催の当社取締役会決議に基づきメリルリンチ日本証券株式会社を割当先とし発行された新株予約権です。第24回新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額に修正され、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額になるとされており、上記は、第24回新株予約権の発行決議時点で定められた当初の行使価額と下限行使価額を記載しております。なお、新株予約権の目的である株式の数（割当株式数）は2倍となります。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法184条第2項の規定に基づき、平成25年5月21日開催の当社取締役会決議により、平成25年7月1日（月曜日）をもって当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を変更するものといたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>370,464株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>740,928株</u> とする。

<p>第7条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条～第38条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第6条の変更の効力発生日は、平成25年7月1日とする。</u></p> <p><u>(2) 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>
------------------------------------	---

以上